

相馬市<内水>ハザードマップ

はじめに

このハザードマップは、相馬市が調査を行った「内水浸水想定区域※」の結果に基づいて作成したもので、予想浸水域を表示しています。あくまで想定によるものですので、想定を超えた場合の浸水することも考えられます。

このハザードマップを活用して、内水による被害を最小限にとどめるため、また、災害発生時に落ち着いて行動することができるよう、身の回りの危険箇所と近くの避難場所を把握し、いざというときの備えとしてください。

※浸水想定区域…想定し得る最大規模降雨(おむね1000年に1度)の大雨の場合、浸水する区域を想定したもの

地域の防災力を高める 自助・共助・公助

地震や洪水、台風等の自然災害による被害は、わたしたちの日々の努力によって減らすことが可能です。

行政による「公助」はいまでもありますが、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。ただし、身の周りの人を助けるには、まず自分自身が無事でなければなりません。「自助」があつての「共助」です。

災害が起きてからでは間に合いません。いざという時に備え、適切な行動ができるよう日常的に防災を意識しましょう。



出典：内閣府ホームページ(<https://www.bousai.go.jp/index.html>)を加工して作成

家族みんなで防災会議

災害は家族が一緒にいるときに起こることは限りません。いざというときに慌てず行動できるよう、本書を活用いただき、家族で普段から話し合っておきましょう。

- 家具の置き方、工夫していますか？
- 避難場所や避難経路、確認していますか？
- 食料・飲料などの備蓄、十分ですか？
- 関連お役立ちサイト、把握していますか？
- 非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？
- もしもの時の情報収集、していますか？
- 安否確認方法、決まっていますか？

出典：首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html>)を加工して作成
発行：相馬市 [問い合わせ：総務部 地域防災対策室 TEL0244-37-2121]
作成：令和7年12月
制作・著作：株式会社ゼンリン福島サービスセンター

i 防災情報の入手

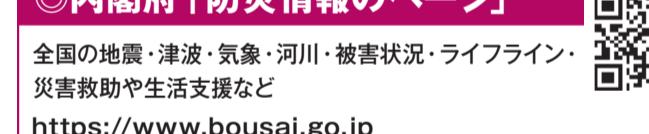


相馬市地域防災計画 資料編



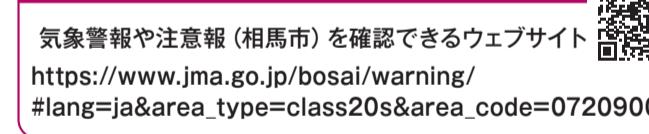
- ・土砂災害警戒区域指定地区・砂防指定地・地すべり危険区域
- ・土石流危険渓流Ⅰ・土石流危険渓流Ⅱ・土石流危険渓流Ⅲ
- ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ
- ・津波避難道路・一時避難場所・要配慮者用宿泊施設一覧
https://www.city.soma.fukushima.jp/material/files/group/34/newsiryou_1.pdf

内閣府「防災情報のページ」



- 全国の水位・津波・気象・河川・被害状況・ライフライン・災害救助や生活支援など
<https://www.bousai.go.jp>

気象庁（気象警報・注意報：相馬市）



- 気象警報や注意報（相馬市）を確認できるウェブサイト
https://www.ima.go.jp/bousai/warning/?lang=jp&area_type=class20s&area_code=0720900

国土交通省「川の防災情報」



- 全国の水位・雨量・レーダー雨量・ダム・水質・積雪深・河川の予報など
<https://www.river.go.jp/kawabou/iTopGakkyo.do> (スマートフォン)
<https://www.river.go.jp/index>

福島県防災アプリ（ヤフー株式会社）



- 避難情報や気象警報など、災害から命を守るために欠かせない情報を随時通知されます。また、雨量、河川水位、河川マップや道路規制などの情報を確認できます。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/0101a/bousaiapp.html>

市が避難を発令したときの防災行政無線の内容

放送内容(サイレンを吹いてお知らせします)		
発令内容	サイレンパターン (繰り返し吹鳴します)	放送文例
高齢者等避難 (警戒レベル3)	サイレン5秒→休止6秒	こちらは相馬市です。 高齢者等避難を発令しました。
避難指示(緊急) (警戒レベル4)	サイレン60秒→休止5秒	こちらは相馬市です。 避難指示を発令しました。

防災行政無線の放送内容は電話応答装置、または市ホームページで確認できます。

○電話応答装置 TEL:0244-35-6633

防災行政無線が聞こえづらい地域にお住いの方やインターネット(HP、SNS、メール)が使用できない方向けに、登録した電話番号へ避難情報等をお知らせしています。
○登録用電話番号 TEL:050-1726-1673

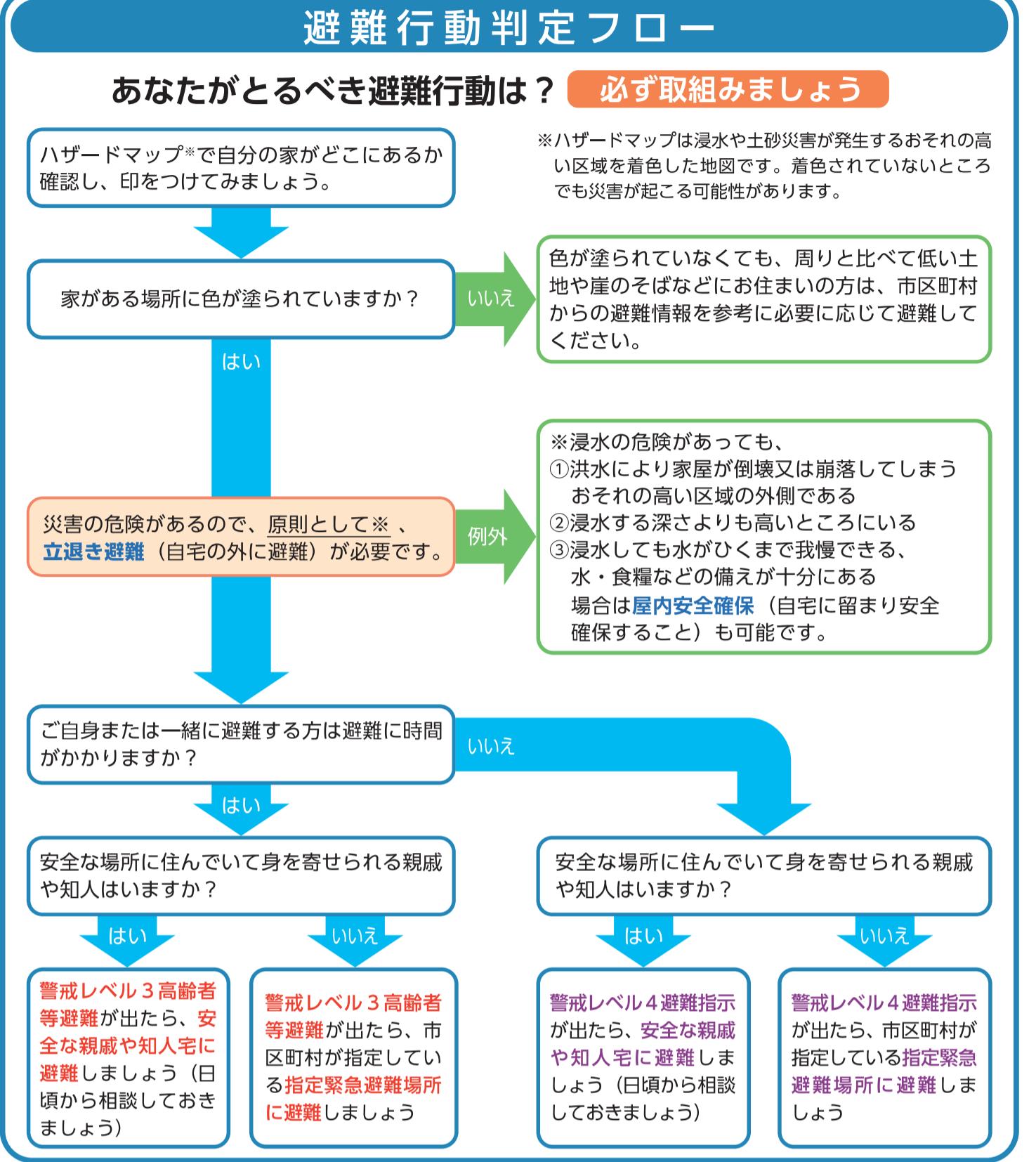
○市ホームページ ホーム > 防災・安全 > 災害に備えて > 防災行政無線(屋外拡声器)

https://www.city.soma.fukushima.jp/bousai_anzen/saigainsonaete/bousai_musen/index.html

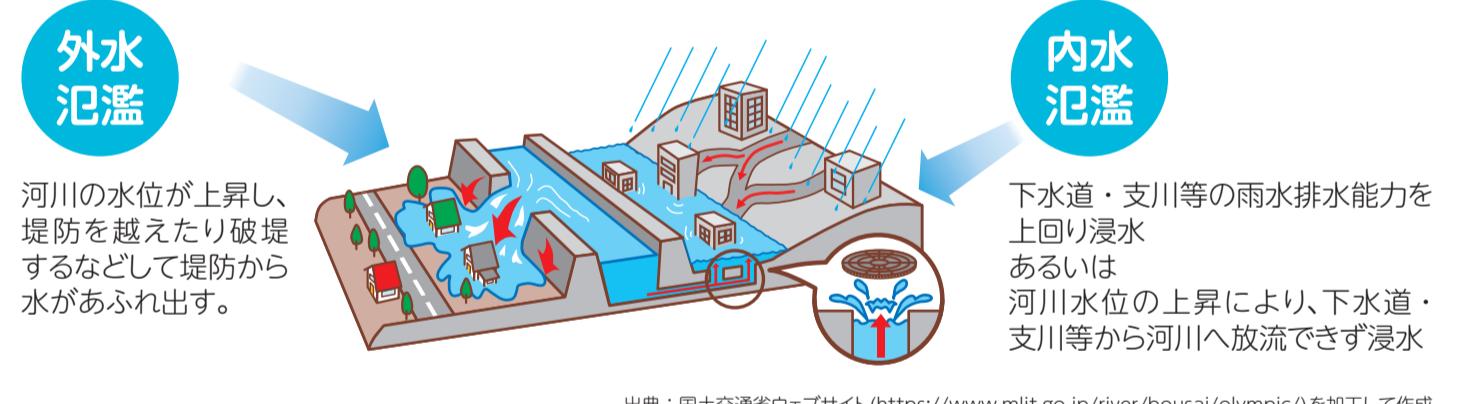
台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判断フロー」を確認しましょう

平時に確認

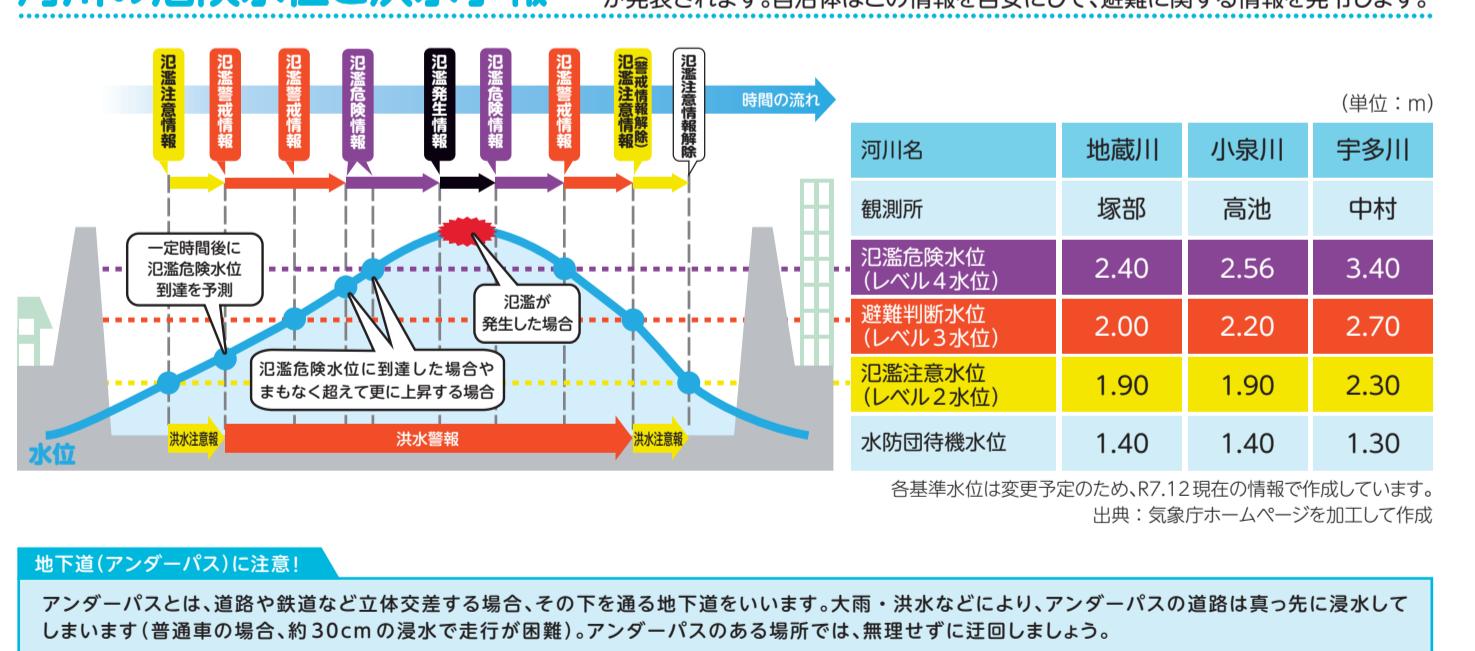
「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクとるべき行動を確認しましょう。



氾濫の種類



河川の危険水位と洪水予報



- 地下道(アンダーパス)に注意！
アンダーパスとは、道路や鉄道など立体交差する場合、その下を通る地下道をいいます。大雨・洪水などにより、アンダーパスの道路は真っ先に浸水します(普通車の水深で走行が困難)。アンダーパスのある場所では、無理せずに迂回しましょう。
- 避難行動のポイント、危険な場所
1. 情報の確認
●お台風などの状況を、テレビ・ラジオ・インターネットなどで確認し、最新の気象情報や避難指示等に関する情報を入手しましょう。川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
2. 防災責任者の指示に従う
●避難のときは警察・消防・地元の防災責任者などの指示に従って行動しましょう。独断での行動は大変危険です。
3. 動きやすい服装、集团での避難
●避難するときは、動きやすい格好で、二人以上の行動を心がけましょう。
4. 避難の歩き方
●川が増水している場合には、川の流れが速く、橋が壊れたり流されたりで非常に危険です。近寄らないようにしましょう。
5. 川や用水路を見にかない
●大雨の時に川や用水路の様子を見に行くことで流れに対する被害を把握しましょう。また、二重の川や二重の用水路がある場合は、二重の川や二重の用水路を見に行くことはやめましょう。

避難行動ガイド①

警戒レベルについて

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするため5段階に分けたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

避難情報等(警戒レベル)		河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)	
5	災害発生又は初回	命の危険直ちに安全確保！ 警戒レベル5は最も危険な状況を発生させてしまう可能性があります。また、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切を把握された場合に、可能範囲で発生させるべきである必ず安全な避難行動をとらねばなりません。	緊急安全確保
5	相当	氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 警戒レベル4は警戒指標として立退き避難に必要な時間や段階を考慮して発表される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。	避難指示
4	相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険のある人や避難を支援する者も含んでいます。 ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。	高齢者等避難
3	相当	氾濫警戒情報 洪水警報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 大雨・洪水・高潮注意報	
2	相当	氾濫注意情報	
1	今後気象状況おそれ	災害への心構えを高めろ	早期注意情報
1	――	――	――

※市区町村は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土利用や災害実績などを踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が異なるタイミングで発令されてしまうことがあります。

避難指示等が発令されたら速やかに避難行動をとる必要がありますが、突然の災害では、発令時間が合わないこともあります。避難指示等が発令されても、警戒レベルに相当する気象情報や警報等が発令されると避難行動をとってください。大切なことは「自分で判断する」ということです。

警戒レベル5はすでに災害が発生、迫切している状況です。また、必ず発令されるものではありません。

警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。



(ページ内の図表は内閣府・気象庁ホームページより抜粋・編集)

避難行動ガイド②

避難行動に関する行政発令の避難情報の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域や家庭などの事情によって、「避難指示」を得たときに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

立退き避難が必要と判断される場合は、その準備として立退き避難をする。

立退き避難が必須と判断される場合は、立退き避難をする。

既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。

市が災害に備えて立退き避難の準備をしていない場合は、屋内で安全を確保する。

既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。